法科大学院を置く各国公私立大学事務局 御中

文部科学省高等教育局専門教育課

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の見直しについて

平素より法科大学院教育の振興に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」では、各法科大学院が主体的に設定 した5年間の中期的な改革・取組計画の進捗状況を確認・評価することにより、法科大学 院教育の充実・改善を推進してきました。

その結果、法科大学院修了生の司法試験の累積合格率が70%を超えるなど、法科大学院教育の継続的な改革の成果が見られ始めたところです。一方、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会(以下「特別委員会」という。)の「第11期の議論のまとめ~法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について~」(令和5年2月16日)においては、法曹コースと法科大学院の一貫教育の在り方や在学中受験に向けた教育課程の工夫、法学未修者教育の更なる充実等の課題も示されたところです。

このような状況を踏まえ、特別委員会において、「法科大学院公的支援見直し強化・加算 プログラム」については、プログラムの一部を見直した上で、令和6年度以降も継続する ことが適当であるとされました。

各法科大学院におかれては、本プログラムを活用し、自らの強みや特色を活かした教育を推進することにより、付加価値の高い法曹を輩出できるよう、法科大学院教育の質の向上に一層努めていただきますよう、よろしくお願いします。

【本件担当】

文部科学省高等教育局専門教育課 専門職大学院室法科大学院係

TEL: 03-5253-4111 (内線 3318)

1. 趣旨

- (1) 法科大学院の公的支援については、平成 24 年度からその在り方を見直し、平成 27 年度から自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の形で実施し、法曹養成制度改革推進会議決定(平成 27 年 6 月 30 日)に基づき、平成 28 年度以降においても継続的に実施することとされた。
- (2) このように、本プログラムについては、法科大学院の現状等を踏まえつつ、不断の 見直しを行ってきたところであるが、特に平成30年2月には、毎年個別の取組の提案 を受け、その内容を評価する方式から、5年間の中期的な改革・取組の提案を受けて、 その進捗状況を毎年確認・評価する方式に変更するなど、より一層、法科大学院教育 の充実・改善が図られるようプログラムの見直しを行った。
- (3) これにより、各法科大学院においては、5年間(令和元年度から令和5年度)の機能強化構想とそれを実現するための具体的な取組を検証可能な目標(KPI)とともにパッケージとして計画し、KPIの達成に向けた取組を実行している。
- (4) その結果、各法科大学院においては、それぞれが計画した機能強化構想の実現に向けてPDCAサイクルを確立しつつ、教育の質を向上させる多様な取組を展開するなど、 法科大学院教育の改善・充実が図られている。
- (5) このことを踏まえ、令和6年度から始まる本プログラムについては、これまでの評価の基本的な仕組みは維持しつつ、「2. 見直しのポイント」に示す修正を加えた上で継続する。

2. 見直しのポイント

本プログラムの「基礎額算定の指標」については、特別委員会での議論や法科大学院 修了者の司法試験の累積合格率の上昇等、現在の法科大学院の状況を踏まえた上で、基 礎額算定の指標の「法学未修者の司法試験の合格率」の配点を上げるなどの変更を行う。 変更後の具体的な指標については、別紙1を参照いただきたい。

また、加算率については、特別委員会の「第 11 期の議論のまとめ ~法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について~」(令和 5 年 2 月 16 日。以下「議論のまとめ」という。)等を踏まえ、区分の変更を行う。

さらに、プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても定量的な指標では評価しにくい取組もあることから、こうした取組を推進するための仕組みも導入する。

(1) 基礎額算定率

- ① 「司法試験の合格率」については、近年の司法試験において、法科大学院修了後5年目までの累積合格率が、「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標(KPI)」における令和6年度までの目標値である、70%以上を上回ったことから、令和11年度までの目標値である75%以上となった場合に加点することとする。
- ② 「法学未修者の司法試験の合格率」については、特別委員会における議論等を踏まえ、配点を上げる。
- ③ 「修了直後の司法試験合格率」については、在学中受験が令和5年司法試験より実施されることを踏まえた修正を行う。各年度の合格率算定方法については、別紙2を参照いただきたい。

また、近年の司法試験において、法科大学院修了後1年目の合格率の平均が、「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標(KPI)」における令和6年度までの目標値である50%以上を上回っていることから、令和11年度までの目標値である55%以上となった場合に加点することとする。

- ④ 夜間開講に関する要件を変更する。
- ⑤ 特別加算枠として位置付けていた、「共通到達度確認試験の活用」に関する指標は、 基礎額算定率の指標に移行する。

(2) 加算率

① 各法科大学院で設定する KPI については、議論のまとめ等を踏まえて設定した下 記の区分から 2 個から 6 個程度を選択する。KPI (基準値、目標値)及び重要度は各 法科大学院において設定する。

【区分】

- ・未修者教育の充実
- ・社会人学生に対する支援
- ・法曹コースをはじめとした学部との連携
- 複数の法科大学院との連携
- ・地域の自治体や法曹界、産業界との連携
- ・教育の充実(ICTの活用、在学中受験に向けた教育課程の工夫、司法修習との 連携等)
- ・女性法曹輩出に対する取組
- ・大学独自の取組(グローバル化、博士課程への接続等)(重要度は30%以内)
- ② 上記の区分から2個以上選択することとし、区分の下に設定する取組数の合計は6個以下を目安とする。

(例)

- ・区分を6個選択した場合は、区分毎の取組数は1個。
- ・区分を3個選択した場合は、区分毎の取組数は1~4個の間で合計が6個以下となるよう設定。
- ・区分を2個選択した場合は、区分毎の取組数は1~5個の間で合計が6個以下となるよう設定。
- ③ 重要度は各法科大学院の実状を踏まえ、取組毎の重要度の合計が 100%になるよう各法科大学院で設定する。
- ④ 司法試験合格率に関する KPI については、令和4年の司法試験合格率が全国平均 以上の法科大学院は設定できないこととする。一方、全国平均未満の法科大学院に ついては、司法試験合格率に関する KPI の設定は可能とする。また、法学未修者と 社会人に限定した司法試験合格率に関する KPI については、令和4年の司法試験合 格率の状況に関わらず設定することを可能とする。
- ⑤ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(第6条)の規定に基づき連携協定を締結している法科大学院は、以下の指標を KPI として設定することとする。
 - ・協定先の法曹コース出身者の司法試験合格率(早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者及びそれ以外の者も含む)
- ⑥ KPIの設定については、以下のとおりとする。
 - ・KPI ごとに複数の取組を設定することも可能 (取組数の合計は6個以下を目安)。
 - ・「目標値」は評価期間内に計測可能なものに限る。
 - ・「基準値」は、評価前年度の数値や過去3年間の平均値等、取組内容を踏まえた 適切な数値を各法科大学院で設定する。
 - ・年度毎の目標値も設定する。

(3)機能強化構想充実分(新規)

プロセスとしての法曹養成の実現に寄与する取組であっても定量的な指標では評価し にくい取組もあることから、こうした取組を推進するための仕組みを導入する。

ただし、評価結果については、当面、評点や配分率には反映しないこととする(今後、 各法科大学院の取組状況等を踏まえ、評点や配分率への反映について検討する)。

①基本的な考え方

- ・ 本評価においては、定量的な KPI が設定しにくい取組や安定的な数値の上昇がまだ 見込めないものの、プロセスとしての法曹養成に資する取組を評価する。
- ・ 本評価は、各法科大学院の判断により必要に応じて設定するものであり、設定を義務付けるものではない。

・ 先進的あるいは挑戦的な取組だけではなく、既に地道に取り組んでいるもの等、多様 な取組を対象とする (新規の取組のみを評価するものではない)。

②取組、KPI の設定等

- ・ 評価作業負担の軽減の観点から、取組数は1から2個程度とする。
- ・ KPI は、数値だけではなく、定性的なもの(例:制度の導入、仕組みの構築、○○の 実施等)も可能とし、評価に当たっては、取組の実施状況や成果、当初期待していた 効果が出ているか等を確認する。

基礎額算定の指標(令和6年度以降)

		指標	点数
1)	司法試験の合格率	直近5年間の修了者に係る累積合格率*1が全国平均以上	<u>6</u> 4点
		直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・直近5年間の修了者に係る累積合格率が全国平均半分未満の場合 さらに、以下に該当する場合は加点	2点 0点
		・直近5年間の修了者に係る累積合格率が75%以上 + 2点	
2	法学未修者の司法 試験の合格率	直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率 が全国平均以上 直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格率 が全国平均未満の場合 ・下記以外 ・全国平均の半分未満	5点
		さらに、以下に該当する場合は加点 ・直近5年間の法学未修者コース修了者に係る累積合格 率が55%以上 +2点	2点0点
3	修了直後の司法試 験の合格率	法科大学院修了後1年目 <u>まで</u> の司法試験合格率(既修・ 未修合計)について ^{※2} 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回以上 <u>(「合格率が50%以上」が直近3年間のうち2回以上 +</u> <u>2点)</u> 「合格率が全国平均以上」が直近3年間のうち2回未満 の場合	4点
		 ・下記以外 ・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続 さらに、以下に該当する場合は加点 ・直近3年間の「合格率が55%以上」 + 2点 	2点0点
4	入学者選抜におけ る競争倍率	2.0 倍以上1.75 倍以上かつ 2.0 倍未満1.5 倍以上かつ 1.75 倍未満1.5 倍未満	3点 2点 1点 0点

5	入学者数	下記以外	2点
		3年連続して入学者数が10名未満である場合	0点
6	夜間開講	別に示す条件を全て満たした上で実施 <mark>※3</mark>	1点
		上記以外	0 点
		さらに、要件を満たした上で以下に該当する場合は加点	
		・直近の社会人入学者数が 10 名以上 +1 点	
⑦ <u>** 4</u>	地域配置 ^{※5}	同一都道府県内に2校以下	2点
	又は	同一都道府県内に3校以上	0 点
	夜間開講※6	実施	2点
		実施せず	0 点
8	共通到達度確認試	活用している(進級判定、学修状況の把握、学習指導、	2点
	験の活用	FD 活動、教材開発など)	
		活用せず	<u>0点</u>

- ※1 各法科大学院の修了者のうち、法科大学院修了資格をもって司法試験を受験者した者の実数に対する 法試験の合格者数の割合。在学中受験の取扱いは別紙2を参照。
- ※2 在学中受験の取扱いは別紙2を参照。
- ※3 別に示す条件は以下のとおりとする。
 - ・ <u>夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第 14 条に該当)、これらの</u> 授業のみで学位が取得できる体制であること (一部のコース等に限り(例:既修コースのみ)学位 が取得できる体制である場合を含む)
 - ・ 社会人入学者の割合が全国平均以上
 - ・ 社会人学生が学びやすい環境を整備している(例:オンデマンド方式の遠隔授業の活用、長期履修制度の柔軟な運用など)
 - ・直近の社会人入学者数が10名以上かつ割合が全国平均以上であること。
 - ・夜間開講実施科目を録画し、自習用教材として学生の利用に供すること。
 - ・直近の司法試験合格率が全国平均の半分以上であること。
- ※4 ①~⑥の指標によって分類を行った際、第3類型に該当する場合に適用。
- ※5 本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。
- ※6 夜間開講の定義は、以下のとおり、
 - ・ <u>夜間その他特定の時間又は時期において授業を行い(大学院設置基準第 14 条に該当)、これらの</u> 授業のみで学位が取得できる体制であること(一部のコース等に限り(例:既修コースのみ)学位が 取得できる体制である場合を含む)

本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

点数、類型及び基礎額算定率の関係

点数	類型	基礎額算定率
23~30 点	第1	90%
18~22 点	第2A	8 0 %
12~17	第2B	7 0 %
8~11 点	第2C	6 0 %
0~7点	第3	0 %

在学中受験の取扱い

別紙1の基礎額算定率のうち、①「司法試験合格率」、②「法学未修者の司法試験の合格率」 及び③「修了直後の司法試験の合格率」の算定における在学中受験者の取扱については、 以下の表のとおりとする。

司法試験合格率関係(全体・未修(直近5年間))

| 修了直後の司法試験合格率(直近3年間)

令和6年度評価(令和7年度予算)の場合

	令和元年司法試験	令和2年司法試験	令和3年司法試験	令和4年司法試験	令和5年司法試験	令和6年司法試験
令和元年度修了者		修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
令和2年度修了者			修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目
令和3年度修了者				修了1年目	修了2年目	修了3年目
令和4年度修了者					修了1年目	修了2年目
令和5年度修了者					在学中受験	修了1年目
令和6年度修了者(予定)						在学中受験

令和10年度評価(令和11年度予算)の場合

	令和5年司法試験	令和6年司法試験	令和7年司法試験	令和8年司法試験	令和9年司法試験	令和10年司法試験
令和5年度修了者	在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目	修了5年目
令和6年度修了者		在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目	修了4年目
令和7年度修了者			在学中受験	修了1年目	修了2年目	修了3年目
令和8年度修了者				在学中受験	修了1年目	修了2年目
令和9年度修了者					在学中受験	修了1年目
令和10年度修了者(予定)						在学中受験